

「熊本学園大学 文学・言語学論集」編集会議規程

(設 置)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という）に「熊本学園大学 文学・言語学論集」編集会議（以下「本会」という）を置く。

(目 的)

第2条 本会は文学および言語学分野の学術的研究成果発表のための「熊本学園大学 文学・言語学論集」（以下「論集」という）の編集・発行を目的とする。

(構 成 員)

第3条 本会の構成員は本会の趣旨に賛同する本学の専任教員、特任教員、客員教授、シニア客員教授とする。ただし構成員は熊本学園大学商学会、熊本学園大学経済学会、熊本学園大学社会関係学会、熊本学園大学総合科学研究会の会員を兼ねてはならない。

(議 長)

第4条 構成員の互選により議長1名を選出する。

2 議長は本会を統括しかつ代表する。

3 議長の任期は7月から翌々年の6月までとし、再任はこれを認めない。

(総 会)

第5条 総会は本会の最高議決機関であり、本会の運営および論集の編集・発行に関する重要事項を審議、決定する。

2 総会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 総会は議長が招集し、その議長となる。

4 議事は出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 毎年6月の「論集」発行後に定期総会を開く。

(編集委員会)

第6条 論集の編集・発行に関する実務を処理するため、本会の構成員のうちか

ら編集委員（以下「委員」という）3名を選出し、編集委員会を構成する。

2 委員の互選により委員長を選出する。

3 委員の任期は7月から翌々年の6月までとし、再任はこれを認めない。

4 投稿の有資格者をはじめとする論集の編集・発行に関する詳細は別に定める。

(入会および退会)

第7条 本会への入会あるいは本会からの退会を希望する者は所定の用紙に記入し、議長に届け出る。

(経 費)

第8条 本会の運営にかかわる経費は本学の教育研究費をもってあてる。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

1 本規程は平成6年4月1日から施行する。

2 この改正は平成6年12月15日から施行する。

3 この改正は平成7年12月20日から施行する。

4 この改正は平成8年7月10日から施行する。

5 この改正は平成14年7月10日から施行する。

6 この改正は平成20年7月9日から施行する。

7 この改正は平成24年6月26日から施行する。

8 この改正は平成30年7月25日から施行する。

「熊本学園大学 文学・言語学論集」の編集・発行に関する規程

(総 則)

第1条 「熊本学園大学 文学・言語学論集」(以下「論集」という)の編集・発行については、本規程の定めるところによる。

(発行回数)

第2条 論集は原則として年2回、6月15日と12月15日に発行する。

(特 別 号)

第3条 以下にあてはまる論集は特別号とすることができる。

- (1) 「熊本学園大学 文学・言語学論集」編集会議(以下「本会」という)構成員が熊本学園大学(以下「本学」という)を定年退職する場合。
- (2) 本会構成員が在職中に死亡した場合。
- (3) 周年記念

(投稿の有資格者)

第4条 投稿の有資格者は以下の者とする。

- (1) 本会構成員
- (2) 本会構成員以外で、本学において授業を担当している者。ただし本学専任教員を除く。
- (3) 本学を定年退職した者。

(原 稿)

第5条 掲載原稿は以下の6種類とする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 研究資料
- (4) 翻訳
- (5) 特別寄稿
- (6) 経歴・研究業績目録

(掲載順位)

第6条 原稿は横書きのものと縦書きのものに分け、縦書き原稿は左綴じ製本の最終ページを先頭として、それぞれ以下の順序で掲載する。

- (1) 論文、研究ノート、研究資料、翻訳の順。なお、特別寄稿と経歴・研究業績目録に関しては編集委員会が適宜判断する。
- (2) (1)のそれぞれにおいて氏名の五十音順。

(編集委員会)

第7条 論集編集委員会（以下「委員会」という）委員長は、別に定める原稿締切日から原則として7日以内に委員会を招集し、当該号の編集・発行の手続きを開始する。

(審査員)

第8条 投稿原稿は審査員による審査を経るものとする。

- 2 委員会は投稿原稿の専門領域にかんがみ、1原稿あて2名の審査員を本会構成員その他の中から選出し審査を委嘱する。
- 3 審査員は委嘱を受けてから1週間以内に審査を完了し、その結果を委員会に報告する。編集委員会はこの報告を尊重しつつ、当該原稿の論集への掲載の適否を判断する。

(論集の配付先)

第9条 論集の配付先は委員会が決定する。

(執筆料)

第10条 執筆料は別に定める内規による。

附 則

- 1 本規程は平成6年4月1日から施行する。
- 2 投稿に関する細則は、別に定める規程による。
- 3 本規程の改廃は本会総会が行う。
- 4 この改正は平成6年12月15日から施行する。

- 5 この改正は平成9年3月1日から施行する。
- 6 この改正は平成14年7月10日から施行する。
- 7 この改正は平成15年6月26日から施行する。
- 8 この改正は平成18年6月21日から施行する。
- 9 この改正は平成19年4月1日から施行する。
- 10 この改正は平成21年7月15日から施行する。
- 11 この改正は平成23年6月22日から施行する。
- 12 この改正は平成28年7月6日から施行する。
- 13 この改正は令和3年7月21日から施行する。

申し合わせ事項

第4条の投稿の有資格者に本学外国語研修センターの専任教員を加える。なお他大学の専任教員は有資格者から除外する。

「熊本学園大学 文学・言語学論集」投稿規程

(総 則)

第1条 「熊本学園大学 文学・言語学論集」(以下「論集」という)への投稿については、本規程の定めるところによる。

(原稿枚数)

第2条 投稿原稿は論集の各号につき原則として400字詰め原稿用紙100枚以内(ワープロ原稿の場合はこれに相当する字数、欧文原稿の場合はA4判、ダブルスペース、1頁25行、57頁以内)とする。なお図版や表等がはいる場合も、この分量を超えないものとする。

(原稿締切日)

第3条 原稿の締切日は6月15日発行予定の論集については3月末日、12月15日発行予定の論集については9月末日とする。なお締切日は、これを厳守しなければならない。

(表 題)

第4条 日本語による論文その他には、日本語の表題と英語または当該外国語による表題をつける。

2 アルファベットの文字遣いについては当該外国語の一般的習慣に従って統一する。

(要 約)

第5条 論文の原稿には本文とは別に論集1頁分の要約をつけることができる。

(構 成)

第6条 論文の構成は表題、執筆者名、本文、注、参考文献の順とする。

2 その他の種類の原稿については上記の順にもとづいて編集委員会が判断する。

(校 正)

第7条 校正是3度までとし、投稿者自身が行う。

2 校正時における大幅な加筆、修正は認められない。

- 3 編集委員会（以下「委員会」という）が指定する校正の期間は、これを厳守しなければならない。
- 4 上記2、3が守られないときは、委員会は当該号へのその原稿の不掲載措置をとることができる。

（別 刷）

第8条 投稿者には当該原稿の別刷50部をあたえる。

（共 著）

第9条 本編集会議構成員の、非構成員にしてかつ本論集への投稿権を有しない者との共著に関しては、構成員が当該論文の筆頭執筆者であること、かつ非構成員の執筆者が当該論文の全体の執筆者の半数を超えないこと、かつ当該論文の5割以上を構成員が執筆していることを条件に、これを認める。

附 則

- 1 本規程は平成6年4月1日から施行する。
- 2 本規程の改廃は「熊本学園大学 文学・言語学論集」編集会議総会が行う。
- 3 この改正は平成6年12月15日から施行する。
- 4 この改正は平成12年6月30日から施行する。
- 5 この改正は平成13年6月27日から施行する。
- 6 この改正は平成14年7月10日から施行する。
- 7 この改正は平成20年7月9日から施行する。
- 8 この改正は平成21年7月15日から施行する。

